

議案第 11 号

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成20年 6 月11日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

鎌倉市斜面地等の建築物の構造の制限に関する条例の制定及び宅
地造成等規制法等の改正に伴い、規定の整備を行おうとするもので
ある。

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第5条第3項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に改める。

第25条各号中「、第44条」を削る。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第71条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第1備考1(ア)、(ウ)及び(ク)並びに別表第6中「、第44条」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条及び第5条の改正規定並びに第71条第2項第4号を削り、第5号を第4号とする改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例第2条第2項第14号に規定する斜面地建築物の工事に着手した同項第2号に規定する開発事業及び同項第3号に規定する小規模開発事業については、なお従前の例による。